広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	書評 ： 金子肇『近代中国の国会と憲政 ― 議会専制の系譜 ―』〈当日配布資料〉
Author(s)	奈良, 勝司
Citation	拓蹊 , 3 : 38 - 40
Issue Date	2020-05-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049176
Right	
Relation	

広島中国近代史研究会　　2019/8/25：奈良勝司（広島大学）

@広島大学霞キャンパス基礎・社会医学棟セミナー室２

書評：金子肇『近代中国の国会と憲政 —議会専制の系譜—』

構成・特徴

・「議会専制」という視点、分析視角

・前近代から続く「天命」観念との関連づけ　　cf 幕末維新期の「公議」研究
熟議と決断、至当と衆議

・民主主義と自由主義（三権分立）という２つの尺度
「民主主義的要素」と「自由主義的要素」２８１

・戦前と戦後の連続性（の視点）　　cf 総力戦体制論

「民主主義を象徴する『議会』と、その対極にあるはずの『専制』を結びつけることに、違和感を抱く人も多いのではないだろうか」1
「議会（立法権）の強化は『民主』的で、政府（行政権）の強化は『専制』的と図式的に捉えることが多かった」2
「権力に正統性を与える根拠の『天命』から『民意』への移行」3
「『民意』が天災や反乱によってではなく、『議会』を通じて制度的に集約され表出される」4
「国会は繰り返し解体されたが、その都度執拗に復活が試みられた」4
「日本の中国政治に対する認識に必要なのは、近代中国とくに中華民国が、立憲政治を追求した『共和国』であったという事実を受け止め、その歴史的流れのなかに中華人民共和国の政治を位置づけるという歴史的視点の導入であろう」5
「一党独裁体制と性格づけられる現在の共産党体制が、実はそうした立憲的志向の行き着いた到達点であったという歴史的な逆説」2
　→中国前近代の正統性観念が、西洋型近代化の到来と不可逆的定着のなかで、しかし
　　在地的主体性を失わないまま（引きずり）いかに変容・展開（転移）したかの問題
◆「本書の基本的立場は、議会の民主主義的要素を過度に強化しようとする『議会専制』の志向が支配的で、国会と政府の間に権力均衡と相互抑制の自由主義的関係がなかなか実現できなかったところに、近代中国における議会制と立憲政治の特徴を見出そうとするものである」１１～２

勉強になった

・**「議会専制」**＝議会の決定が強大な力をもって専制のような力をもつこと
・その中国での出現。国民党と袁世凱との関係の理解にも示唆・刺激
・議会＝民主主義の古典的イメージの相対化・見直し
・**「自由主義」（三権分立論）**との区別
・民主主義が成立（過剰）して自由主義が未成立（未成熟）という状態の抽出と位置づけ
・戦前と戦後の連続性（の視点）
　㋐「議会専制」の系譜：西洋式議会、孫文（国民大会）、中国共産党（全人代）
　㋑民意至上主義的な一元主義の、西洋的三権分立主義による克服：中華民国の憲法（案）の変遷、孫文の構想の「換骨奪胎」２１３（立法院の「国会」化）

「議会権力を過度に強化しようとする立憲的志向」２７７
「『議会専制』の系譜とは、議会の民主主義的要素を強化しようとする志向が、自由主義的要素を重視する志向を圧倒し続けた歴史でもあった」２７８
国会議員の発言「人民は株主であり、国会は理事会である」「民国の精神は全て国会にある。国会は主権を行使する機関であって、その権力は内閣・総統を全く超越している」５７
「期成憲草の構想は、戦後の制憲論議に継承されていくだけに極めて現実的な意義を有していた」１７９、「政治協商会議による立法院の国会化構想が、戦後になって突如として提起されたのではないことを確認しておきたい。中華民国憲法に大きな影響を及ぼすことになる政治協商会議の構想は、日中戦争中の国民参政会による五五憲草検討作業、より正確には知識人による五五憲草批判のなかで形成されつつあったのである」１８０

疑問点、聞いてみたい点

・「伝統的な『天命＝民意』的統治観念」からの「横滑り的移行」としての議会制度設計２７９という時の、前者の具体は？ また同時代人・当事者による言及の如何は？

・機能不全・擬制（みせかけ）と（本質であるがゆえの）逆説のあいだ
　本当に民意を代弁しているのか（Ⅱの安福国会の事例）
　本当に機能しているのか（Ⅷの最後の立法院の実態）
全人代体制の「安定」をどう評価するか。議会の問題の所在は、本質からの逸脱（機能不全・擬制化）ゆえか、それとも本質そのものに内包されているのか（逆説）

・「議会専制」は特別な要素なのか、それとも権力追及の一つの形にすぎないのか？

「抗争する勢力が競い合うかのように立法権ないし行政権を強化しようとし、両者の志向が両極端に奔る傾向が強かった」２７８
「『議会専制』をめざす立憲的志向と、行政権の独立・強化をめざす立憲的志向の対立」２７９

「大総統府では自らを統治権中枢として肥大化させ自立化をめざすような動きが執拗に続いていた（中略）顧問院は人事上において議会の掣肘を受けず、国務院からも相対的に自立した大総統直属の執行機関に肥大化する可能性を秘めていた（中略）その後も大総統府の肥大化と自立化をめざす動きは止まる気配を見せなかった」４４～５

「新約法下の国会の権限は臨時約法と天壇憲草に比べて大幅に削減され、逆に大総統の国会に対する掣肘は立法・行政両権の均衡を損なうほど強化されていた」４８

→行政権の側の肥大化志向も「議会専制」に対置されているようにみえるが、こちらの歴史的背景や淵源は？
◆「議会専制」は数ある権力強化志向の一つに過ぎないのか、特別な位置を占めるのか？